

利用料金

1. 施設利用料金

展示室・会議室の利用料金は下記のとおりです。

■ 展示室の利用料金

(料金は消費税込です)

施設	面積	1日料金 (9時～21時) 利用単位12時間	日中料金 (9時～17時) 利用単位8時間	夜間料金* (17時～21時) 利用単位1時間
7階展示室	全室 (1,383㎡)	434,100円	289,400円	36,200円
	半室 (691.5㎡)	217,050円	144,700円	18,100円
5・6階展示室	全室 (1,479㎡)	464,100円	309,400円	38,700円
	半室 (739.5㎡)	232,050円	154,700円	19,350円
4階展示室	全室 (1,495㎡)	469,200円	312,800円	39,100円
	半室 (747.5㎡)	234,600円	156,400円	19,550円
全館利用	5,836㎡	1,831,500円	1,221,000円	152,700円

*会期と搬入・準備・設営作業の場合のみ適用。会期最終日の搬出・撤去は適用しません。

■ 会議室の利用料金

(料金は消費税込です)

施設	定員・広さ	利用時間	料金
会議室A 会議室B	定員35名 67.4㎡	1日：9時～21時 / 12時間	20,000円
		午前・午後：9時～17時 / 8時間	14,000円
		午後・夜間：13時～21時 / 8時間	14,000円
		午前：9時～12時 / 3時間	6,000円
		午後：13時～17時 / 4時間	8,000円
		夜間：18時～21時 / 3時間	6,000円

2. 時間外利用の料金

時間外利用の料金は下記のとおりです。

- 会議室の時間外利用については、展示室との併用に限り時間外利用ができます。

■ 展示室：時間外利用料金

(料金は消費税込です)

施設	時間外料金(1時間あたり)
7階展示室	全室 8,800円
	半室 4,400円
6階展示室 5階展示室	全室 9,400円
	半室 4,700円
4階展示室	全室 9,500円
	半室 4,750円
全館利用	37,100円

■ 会議室：時間外利用料金*

(料金は消費税込です)

施設	時間外料金
会議室A 会議室B	430円 / 1時間あたり

*7時～9時までの搬出入・点検・整備・入替え・造作取付け等の場合で展示室と併せての利用に限る。また、17時以降は時間外料金はなく、夜間の6000円が加算されます。

3. 備品・附帯設備利用料金

展示室の利用にあたっては、有料の備品・附帯設備等が利用できます。

- 備品・設備の利用申込みについては、必要書類の「催物のあらましと利用内容」に必要事項を記入の上、利用の1か月前までに希望数をお申込みください。
- 複数の利用者が申込みされた場合は、公平に調整します。

■ 備品・附帯設備利用料金表

(料金は消費税込です)

品名	利用料金
展示台	90円(1台/1日)
商談机(大)	80円(1台/1日)
商談机(小)	80円(1台/1日)
長机	80円(1台/1日)
商談椅子	65円(1脚/1日)
放送設備	1,500円(1式/1日)

品名	利用料金
インターネット接続	8,000円(1室/1日)
プロジェクター	4,000円(1台/1日)
消火器	1,050円(1台/1会期)
つい立	無料
清掃・給湯クローク用品	無料

4. 光熱水費

展示室の利用にあたって、電気、水道を利用する場合は、その実費を請求いたします。

5. 利用料金の減額・免除について（会議室の単独利用も対象）

「東京都立産業貿易センター利用料金の減免に関する要綱」により、その対象となる公共的団体（以下の通り）は、“会議室”及び“附帯設備”の利用料金を減額（5割）、又は免除を受けることができます。「利用料金 減額 / 免除申請書」の届け出が必要なため、当センターへお問い合わせください。

[免除ができる場合]

東京都又は東京都内の区市町村が東京都内の商工業又は貿易の振興のために行う見本市、展示会又は講習会の開催に利用するとき。

[減額ができる場合]

国、独立行政法人又は東京都内に主たる事業所を有する商工業又は貿易の振興を目的とする公共的団体であって、産業労働局長が以下に定める基準に該当するものが東京都内の商工業又は貿易の振興のために行う見本市、展示会又は講習会の開催に利用するとき。

— 減額対象者に係る基準 —

- 地方独立行政法人
- 一般社団法人又は一般財団法人で、東京都又は都内の区市町村が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているもの
- 商工業振興又は中小企業振興を目的とする特定の法律に基づき設立の認可又は指定を受けた法人
 - ・ 商工会議所 ・ 商工会 ・ 商工会連合会 ・ 中小企業団体中央会 ・ 商店街振興組合連合会
 - ・ 信用保証協会 ・ 中小企業支援法に基づく指定法人

6. 利用料金の支払い（納入）

特別な場合を除き、施設の利用に係る料金は、利用の事前、事後に分けて納入していただきます。

施設利用料金（展示室・会議室）は、開場時間外の利用料金を除いて全て前納です。

前納料金については、施設の利用承認と同時に利用料金請求書を交付します。指定期日までに指定金融機関にお振込みください。

- 利用承認日において、既に支払期限を経過している場合は、当センター指定の日時までにお支払いください。
- 口座振込による金融機関が徴収する手数料は、利用者の負担とします。

前納料金（施設の利用前に納入する料金）

[展示室 / 展示室・会議室併用の場合]

- ・ 利用開始日の30日前までに「利用料金」の全額を納入してください。
- ・ 利用開始日の前日から起算して60日以上前の展示室のお申込みには、「利用予納金」の納付が必要です。納付期限は、請求書発行日の翌日から15日以内です。
- ・ 利用承認を受けた日が、展示室利用開始日前1年以上の場合の利用予納金は、当該利用開始日の1年前の翌日から15日以内です。注）利用予納金の対象は会議室は無く、展示室のみです。

■ 展示室の利用予納金（展示室利用料金の一部、約20%相当額）

（料金は消費税込です）

施設	面積 (定員600名/全室)	1日の利用予納金 (9時～21時) 利用単位12時間	日中の利用予納金 (9時～17時) 利用単位8時間	夜間の利用予納金 (17時～21時) 利用単位1時間
7階展示室	全室(1,495㎡)	84,000円	56,000円	7,000円
	半室(747.5㎡)	42,000円	28,000円	3,500円
5・6階展示室	全室(1,479㎡)	84,000円	56,000円	7,000円
	半室(739.5㎡)	42,000円	28,000円	3,500円
4階展示室	全室(1,383㎡)	84,000円	56,000円	7,000円
	半室(691.5㎡)	42,000円	28,000円	3,500円
全館利用	5,836㎡	336,000円	224,000円	28,000円

■ 会議室単独利用の場合の利用予納金（利用料金の20%相当額）

施設	面積	利用時間帯	利用予納金
会議室A・B	各67.4㎡	1日：9時～21時/12時間	4,000円
	(定員35名)	午前・午後：9時～17時/8時間	2,800円
		午後・夜間：13時～21時/8時間	2,800円
		午前：9時～12時/3時間	1,200円
		午後：13時～17時/4時間	1,600円
		夜間：18時～21時/3時間	1,200円

[会議室単独利用の場合]

- ・利用開始日の前日から起算して60日以上前に利用承認を受けた方は、利用予納金（利用料金の20%）のお支払いが必要です。
- ・利用予納金は、請求書発行日の翌日から15日以内、残金は利用開始日の15日前までに全額をお支払いください。
- ・利用申込みは、利用開始日の前日まで受け付けます。利用料金のお支払いも前日までとします。

後納料金（施設の利用後に納入する料金）

- ・時間外利用料金、備品・附帯設備利用料金・光熱水費の実費及び廃棄物処理の事務委任料金については、利用に応じて利用終了後の請求となります。
- ・請求書発行日の翌日から15日以内に納入してください。

■ 前納料金と後納料金の納入期限

（料金は消費税込です）

前納	利用予納金 (利用料金の約20%相当額)	請求書発行日の翌日から15日以内に納入 ※利用承認を受けた日が展示室利用開始日前1年以上の場合は、利用開始日の1年前の翌日から15日以内です。 ※利用開始日の前日から起算して60日以上前に利用承認を受けた方は利用予納金が発生します。 展示室と会議室併用の場合の利用予納金は展示室のみが対象です。
	残金又は一括	利用開始日の30日前までに納入
後納	・時間外利用料金 ・備品/附帯設備 利用料金 ・光熱水費 ・廃棄物処理の事務委任料金 ・利用変更による利用料金の差額*	利用終了後、請求書発行日の翌日から15日以内に納入

*事前振込み（前納）ができない当日変更等の場合に限りです。

7. 利用料金の不還付

利用取消しの場合、既納の利用料金（利用予納金を含む）は還付しないものとします。
利用変更の場合、既に利用承認された展示室、会議室の利用規模が、変更前に比べて縮小した場合は、その該当する部分の既納した利用料金については還付しないものとします。

8. 根拠規定

- 東京都立産業貿易センター条例（昭和58年3月22日 条例第16号）第8条・第9条・第10条
- 東京都立産業貿易センター条例施行規則（昭和58年5月30日 規則第80号）第5条から第11条
- 東京都立産業貿易センター利用料金の減免に関する要綱（平成27年4月1日 26産労商支第1154号）
- 公益財団法人東京都中小企業振興公社
東京都立産業貿易センターの運営に関する要綱（平成18年4月1日 第78号）第6条・第7条・第8条